

みずほ証券 CAPITAL MARKET LETTER

ODA 現地視察ミッション報告

アジアのラストフロンティア ～ ミャンマー

(概要)

10月中旬、JICA主催による金融市場関係者を対象とした「ミャンマーODA現地視察ミッション」が開催された。同ミッションはベトナムのハノイとホーチミン、カンボジア、フィリピン、インド、そしてインドネシアに続いて今回で7回目を数える。

国際資本市場協会（International Capital Market Association: ICMA）は本年6月、従来のグリーンボンド原則に加え、新たに社会開発に資する事業を資金用途とするソーシャルボンドのガイダンスを公表。JICAは9月にセカンドオピニオンを取得し、国内初のソーシャルボンドを発行した。財投機関債による調達資金は有償資金協力業務に充当されるが、それ以外の技術協力、無償資金協力を含め、サステナブルな国際社会づくりに貢献するプロジェクトの選定・資金管理にとどまらず、レポートニングまで透明度の高いプロセスで一貫している。JICAが担うODAの理解を深めることを目的とした同ミッションは、債券市場で調達された資金がどのような形で支援国の裨益に貢献しているのかを実感できる機会であり、本稿では、少しでもその臨場感を市場参加者で共有することを目的として作成した。今次、ミャンマーにおける主な視察案件は以下のとおりである。

- 観光開発プロジェクト（バガン）
- ティラワ経済特区
- ヤンゴン環状鉄道改修事業
- ヤンゴン証券取引所
- 貧困削減地方開発事業

2016年11月9日

みずほ証券プロダクツ本部

シニアプライマリーアナリスト

香月康伸

yasunobu.katsuki@mizuho-sc.com

本資料は情報の提供のみを目的としており、取引の勧誘を目的としておりません。投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。最後のページに本資料のご利用に関する重要な確認事項および留意点を掲載しています。なお、プライマリーアナリストは、リサーチ部門に所属する独立したリサーチアナリストではありません。

1. はじめに ～民主主義に基づく経済成長への期待

全体主義を鋭く批判し続けた英国の作家ジョージ・オーウェル。代表作「1984」や「動物農場」は、今もたびたび書評に見かけるが、彼の体制批判の原点は、若き日に大英帝国の警察官として赴任したビルマにあり、その体験をモチーフに書かれた小説「ビルマの日々」(1934)が処女作であることはあまり知られていない。文学的には評価の分かれる作品であり、植民地支配する英国人、インド人、現地人の困難な関係を軸に物語は進行するが、登場人物にほとんど善人がいない屈折した筆致ゆえに、現地の人々の素朴さ、信仰心の厚さ、民族の多様性、そして厳しい気候・風土の描写が印象に残る。

ミャンマーは、この19世紀の英国の植民地支配の後、1942年から約3年間、日本軍の占領下に置かれる。1947年、近代国家としての独立を達成したものの、その後、社会主義国家形成の失敗や、23年間におよぶ強権的な統治を行った軍事政権の台頭などで、グローバリゼーションの潮流に取り残される存在となった。余りにも長く続いた植民地支配と不安定な政治体制は、今なお民族融和と近代国家の形成を妨げる大きな要因となっている。

近年「ラストフロンティア」と呼ばれ注目される裏側には、産業、教育、法制、衛生、医療、そして民族問題など、あらゆる課題が未解決に置かれている実態が隠されているといえよう。2011年の新政府設立以来、軍の政治関与が完全になくなったわけではないにしても、ミャンマー国民にとっては平和と希望を実感し、安心して眠りにつける時代を迎えた。現在、「民主化」、「経済改革」、そして「少数民族との和平」の3つを柱とした改革に着手している状況にあるが、国際社会の支援が決定的に重要であることは、同国の歴史的な経緯を振り返れば想像に難くないだろう。

2012年6月16日のオスロは、歴史的な一日の舞台となった。21年遅れのノーベル平和賞の授賞式に臨んだアウンサンスーチー氏は、受賞演説で自宅軟禁の困難のなかで「世界人権宣言の前文から力をもらった」と、当時の心境を吐露した¹。また、それに先立ちジェノバで開催された第101回国際労働総会の演説では、次のような想いを世界に向けて発信した。

“What I would like to see for our country is democracy-friendly development growth. I would like to call for aid and investment that would strengthen the democratization process by promoting social and economic progress that is beneficial to political reform”

(私たちの国に必要なのは、民主主義に基づく経済成長です。改革に有益な社会、経済の進歩を促進し、民主的なプロセスを強化する支援および投資を望んでいます)

ソーシャルボンドの発行体としてのJICAが担うODAは、サステナブルな国際社会づくりに貢献することが目的とするであることは、本稿であらためて確認するまでもない。植民地時代の法律や制度が、今なお国民の人権、社会活動、経済活動を制約するミャンマーにおいては、「法の支配」を重視する日本の支援が貢献できる分野は多岐多様にわたる。

開発における土地収用においても、19世紀の法律をもとに行われてきた同国には、JICAの環境社会配慮ガイドラインのような国際水準のルールで権利調整を行った経験がない。JICAは多数の専門家を派遣するなかで、ミャンマーの“民主主義に基づく経済成長”を有形無形の形で支えている。

本稿では、日緬両国にとって極めて裨益が大きいことが実感できる視察の概要を整理し、広く金融市場で共有することとしたい。

¹ 「人権の無視や軽視は、人間の良心を踏みにじる野蛮な行為をもたらした。言論や信仰の自由を享受でき、恐怖や欠乏のない世界の到来は、人々の最高の願望として宣言された」「専制と圧迫に対する最後の手段として人々が反乱を起こさざるを得ない状態にしないために、法の支配によって人権保護することが肝要である」

2. ミャンマーの情勢と日本の対ミャンマーODA

ビルマからミャンマーへ

日本ではビルマという国名に馴染みがあるとはいえ、実際には1948年の独立からずっと同国は“Myanmar”が正式名称であった。日本でミャンマーに呼称が変更されたのは約30年前、1988年に誕生した軍事政権が翌89年6月に、国際社会で使用されてきた英語名“Burma”（バーマ、日本語でビルマ）という呼称を“Myanmar”に変更すると宣言したことによる。この英語名称変更宣言を受けて、国連など国際社会同様、日本政府は国会の承認を得て「ミャンマー」に変更。軍事政権は同時に、国内の地名に関してもビルマ語名と英語名が異なっていたものはすべてビルマ語名に統一した。その最たる例が首都ラングーン（ヤンゴン）への統一である。ただし、漢字では「緬甸（ビルマ）」と表記し、「日緬関係」など「緬（メン）」と略される。

ミャンマーはバングラデシュ、インド、中国、ラオス、そしてタイの5カ国と国境を接していることに加え、ベンガル湾およびアンダマン海との2000kmにわたる海岸線を有するなど、陸海ともに交易に適した地理的特性にある。また、民主化により西側諸国との関係を深める方向にあるなど、地政学的にも重要な位置付けにある。

民族としては、ミャンマーは多民族国家である。約7割をビルマ民族が占め、7つの主要民族がそれに続くが、政府公認民族は135民族におよび、それぞれが異なる言語を有する。公用語は1948年の独立以来ビルマ語であるが、民族間の言語には外国語ほどの違いがあり、民族間の意思疎通は難しい側面もある。少数民族を巡る問題は、この国の根深い社会問題である。

人口の90%は仏教が占める。残りはキリスト教、イスラム教、ヒンドゥー教などであるが、仏教精神に基づく社会主義国家を目指した歴史的経緯もあり、国民思想は安定している。ミャンマー人の“心の拠り所”と言われる聖地バガンには、11世紀に建立された大小約4000の寺院が遺され、それらのなかには、仏教を伝える壁画が溢れる。視察滞在中、「紛失した財布が戻ってくる国は日本とミャンマー」というエピソードを幾度か耳にしたが、「不偷盗戒（ふちゅうとうかい）」、「他人のものを盗んではいけない」という仏教の五戒の教えが幼い頃から身に染み付いている部分もあろう。

■図表1: ミャンマーの概要

国名	ミャンマー連邦共和国（Republic of the Union of Myanmar）
首都	ネーपीドー（最大都市はヤンゴン）
建国	11世紀半ばごろに最初のビルマ族による統一王朝（パガン王朝、1044年～1287年）が成立。その後タウンゲー王朝、コンバウン王朝等を経て、1886年に英領インドに編入され、1948年1月4日に独立
人口	5,141万人（2014年9月、ミャンマー入国管理国・人口省発表）
面積	約68万平方キロメートル（日本の面積の約1.8倍に相当）
政体	大統領制、共和制
公用語	ミャンマー語
民族	ビルマ族（約70%）、その他の少数民族
宗教	仏教（90%）、キリスト教、回教他
主要産業	農業、鉱業、製造業 （主要貿易品目：輸出）…天然ガス、豆類、衣類、チーク・木材、宝石 （主要貿易品目：輸入）…機械部品、精油、製造品、化学品
在留邦人数	1,367人（2015年12月現在）

出所: JICA、外務省

ODA の経緯と現状

日本のミャンマー支援の意義としては、①中国とインドの間に位置する地政学的にも重要な ASEAN の一員であり、民主化への転換期にあること、②親日的な国民感情と歴史的な友好関係にあること、③天然ガスなど豊富な資源を有することや農業国であることなどが挙げられる。

日本のミャンマーへの経済協力は、賠償 2 億ドルと 10 年間で 5,000 万ドルの経済協力を取り決めた 1954 年の平和条約の締結に遡るが、円借款の第 1 号は 1968 年のバルーチャン第二水力発電所である。

1980 年代半ばまでは、水力発電・工業開発など大規模な支援が中心であったが、1988 年の軍事クーデターを契機に、新規案件を原則停止、円借款も凍結となった。長く続いた軍事政権時代は、ODA も技術協力と無償資金協力を通じた限定的な支援となった。アウンサウンスーチー氏の自宅軟禁を巡り支援スタンスも変更を余儀なくされたが、転機が訪れたのは 2011 年に発足した新政権による民主化路線への転換である。2012 年 4 月のテイン・セイン大統領の来日に際しては、当時の民主党政権は以下の 3 本柱の経済協力方針を表明している。

1. 国民の生活向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域開発を含む）
2. 経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む）
3. 持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援

さらに、2012 年 12 月の第二次安倍政権発足後、日緬関係の協力関係は加速する。2013 年 1 月には延滞債務解消のための措置を実施²。

2013 年 5 月には、安倍首相が日本の首相として 36 年ぶりに訪問し、510 億円の円借款、400 億円の無償資金・技術協力の合計 910 億円を順次進める旨を表明した。

そして今月、3 月の新政権発足後、国家顧問兼外相として初めて来日したアウンサウンスーチー氏に対して安倍首相は、5 年で総額 8,000 億円の大型経済支援を表明した。大勢の経済ミッションが同行したことから、日本の投資・技術支援に対する期待が大きいことが窺われる。民主化を進めるミャンマーへの経済協力関係は新しい段階に入ったといえる。

■図表 2：ミャンマーに対する日本・JICA の協力

（単位：億円、人）

年度	有償資金協力	無償資金協力	技術協力				
			金額	専門家	研修員	調査団	ボランティア
2009	-	9.35	18.11	127	557	98	-
2010	-	10.08	17.42	126	631	101	-
2011	-	8.88	17.45	108	426	67	-
2012	(1,989) ※	252.50	37.99	126	435	657	1
2013	510.52	161.32	61.59	339	555	1,288	11
2014	993.72	131.22	70.50	442	756	1,050	10
2015	1,257.38	138.23	87.63	812	898	1,060	17

注：交換公文ベース。技術協力は JICA 経費実績ベースで有償資金協力勘定にかかる経費を含む

※延滞債務解消分

出所：JICA

² メガバンク 3 行からミャンマー政府に対するブリッジローン（1,989 億円）の供与、これを活用した同額の円借款延滞債務の解消、JICA による新規プログラムローンの供与が行われた。

3. 現地視察のプロジェクト事例

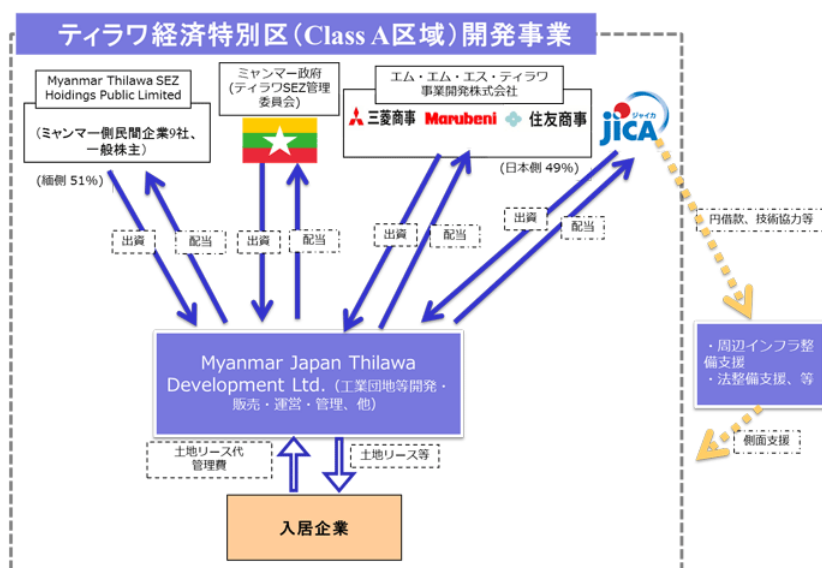
(1) ティラワ経済特別区(SEZ: Special Economic Zone)

ミャンマーに対して、農業、医療、観光、教育、法整備など、JICA が行い得るあらゆる分野での支援を行っている現状であるが、そのなかでも日緬間の共同事業として象徴的な案件の1つがティラワ SEZ 開発である。2015 年 11 月の総選挙の結果、選出された国民民主連盟 (NLD) による新政権も、引き続き雇用創出等を重要な目標としており、ティラワ SEZ 開発を促進していく意向を示している。

ヤンゴン中心市街地からバゴー川を渡って約 23km、ティラワ SEZ は敷地面積品川区よりもやや広い、山手線の約 40%と同じ 2,400 ヘクタールの経済特区に、工業団地、商業施設等を総合的に開発するプロジェクトである。JICA は、開発の事業主体である Myanmar Japan Thilawa Development Ltd. (MJTD) への出資をはじめ、周辺のインフラストラクチャー整備、SEZ 内での各種投資関連の許認可をスムーズに行うための技術支援、アクセス道路の整備 (拡張、改修等)、発電・送電・配電の電力の一体整備、港湾、上水道、ガスパイプライン、高速回線の通信網の整備などを行っている。これらインフラ整備は円借款である。特に、植民地時代の法制度が残り、諸制度が近代化されていない同国における開発支援では、改正 SEZ 法や同法細則の策定といった法制度整備、国際基準に則った用地取得・住民移転の実施等の支援も特筆される。

なお、MJTD にはミャンマー側が 51% (ミャンマー政府と民間コンソーシアム)、日本側から 49%の出資構成となっている。日本側は JICA が 10%で、残りは、東南アジアで工業団地事業運営の実績がある 3 商社 (住友商事、丸紅、三菱商事) と 3 メガバンクである。

■図表 3: ティラワ SEZ 開発を担う MJTD



出所: JICA

■図表 4: ティラワ地区インフラ開発事業の事例

フェーズ	事業規模・借款額	内容
フェーズ 1	総事業費: 389.45 億円 借款対象額: (I) 200 億円 (II) 147.5 億円	ティラワ地区港湾 (バース、ヤード、荷役機器、オフィス等) および電力関連施設を整備し、同地区の経済活動や市民生活向上・発展に貢献するもの
フェーズ 2	総事業費: 51.8 億円 借款対象額: 46.13 億円	ボトルネックとなり得るヤンゴンとティラワ SEZ 間のアクセス道路 (約 8.7 km) を改善・整備することにより、同地区の経済活動や市民生活の向上・発展に貢献するもの

出所: JICA

計画から着工、そして開業までのスピードは異例なほど早い。2012年に日緬間で協力開発の覚書が締結、翌13年にはMJTDが設立され起工式が行われた。2014年にはSEZ用地の販売が開始され2015年9月には部分開業した。2,400ヘクタールのうち約400ヘクタールをしめる先行開発地域（Zone A区域）は、設立から2年ほどでほぼ完売となった。2016年9月末現在、全世界18の国・地域から計画を大幅に上回る63社（うち33社が日本企業）が工業団地への進出を決めており、実際に17社がすでに操業を開始している³、など16カ国の海外企業に広がる国際的な産業集積地を形成しようとしている。今年度は更に100ヘクタール（Zone B区域フェーズ1）につづき、今後も順次拡張していく計画である。

■写真1: ティラワ SEZ の玄関



撮影：みずほ証券

■写真2: 開発中の工事現場



撮影：みずほ証券

ティラワ SEZ 開発における特筆すべき JICA の支援で、ティラワ成功の最大の要因と言われるのがワンストップ・サービス・センター（OSSC）である。外国人登録や投資申請まで、ほとんどすべての許認可を SEZ 内で完結することができる。通常、他国のワンストップ・サービスでは、アドバイスをを行うことはあっても、中央省庁から権限が委譲されることはない。加えてティラワでは、委譲だけでなく通常の手続きよりも簡易化されている。例えば、ビザと外国人登録は早ければ同時に同日中に完了し、投資の許認可は申請時のコンサルテーションを行うこともあり、これまでの例では受理から約2週間で認可されている（法律上では30日以内）。SEZ 進出のインセンティブは、免税などの財政的なものもあるが、「行政の簡素化」という非財政的なインセンティブの提供も投資判断を左右する要素である。

■写真3: OSSC の概観



撮影：みずほ証券

■写真4: JICA の支援と本邦企業の参加を示す表示板



撮影：みずほ証券

³ 海外企業としては、タイ、韓国、シンガポール、台湾、マレーシア、香港、米国、スウェーデン、中国、オーストラリア、ベトナム、インド、オランダ、スイス、ドイツ、ミャンマーなど。

この仕組みを白紙の段階から作り上げたのが、JICA から派遣されている専門家であり、現在も 8 人の専門家が OSSC に常駐し、進出企業のサポートを行っている。フォームを一から作成しただけでなく、SEZ 法の草案作成にも深く係ったとされ、両国政府の協力関係があったとはいえ、実務的には JICA の技術支援が支えていることが窺われる。

OSSC では、次のような手続きが 1 ヶ所ですべて可能である。①輸出入にかかる税関業務、②関税その他税金の還付手続き、③原産地証明の発行、④輸入ライセンスの発行、⑤会社の登記、⑥納税番号の登録、税金の納付・還付、⑦外国人へのワークパーミットの発給、⑧工場作業員の登録、雇用規定（条件）の承認、⑨外国人駐在員およびその家族へのビザ、ステイパーミット、FRC の発給、⑩投資申請の受付、⑪建設許可、⑫検疫業務、⑬環境保護に関する承認、⑭その他 SEZ 内の事業に係るライセンス、認可書類の取り扱い。

(2) 貧困削減地方開発事業

ヤンゴン市中心部からフェリーでヤンゴン河を渡り、マイクロバスで揺られること約 1 時間。Kawhmu 郡区の道路整備のプロジェクト現場に到着する。2014 年 3 月に開始し、2015 年 12 月に完了したプロジェクトであるが、生活インフラの重要性を実感する現場である。

都市部と地方部の経済格差は著しく、ミャンマーの経済発展・貧困削減を促進するには、貧困層が多く居住する地方の支援が不可欠となる。特に軍事政権時代にインフラ投資が遅れており、例えば電力については 2014 年時点で電化率は 33%（3 世帯に 1 つしか電気が通っていない）、道路舗装率は 15%程度と、アセアン域内でも最も整備が遅れている（地方部は更に低い）。

今次視察案件は、「貧困削減地方開発事業（フェーズ 1）」の対象事業である。同事業で JICA が支援している事業は、①道路・橋梁、②電力（主に配電）、そして③給水（上水道システム）の 3 つに大別され、全国 7 地域（Region）、7 州（State）のすべての地域において、これら 3 つのうち何等かの支援を実施している。期間は 2013 年 6 月から 2017 年 7 月予定。総事業費は 222 億 9,700 万円で、そのうち円借款は 170 億円である。

本事業は 66 件のサブプロジェクトという多数の小規模プロジェクトから構成されており、今次視察対象は“MaKyeeKan-HngetAwSan-KyeikHtaw Road Project”（以下、コムイースト）と“Kaw Hwu-War Pa Lout Thout-Tha Yet Taw Road Project”（以下、コムウェスト）の道路事業である。

ヤンゴンの中でも最も開発が遅れている同地域は、陸の孤島でもある。降雨量が日本の 2 倍程度といわれるヤンゴンにおいて、雨季に道路がぬかるむと病院や学校に通えないことも多い。また、車でさえ 1 km 進むのに 5 分程度を要し、ヤンゴン市内へ川を通じて行くには 4 時間を要した。今次道路事業の完成により、雨季でも病院や学校に通え、またヤンゴン市内へも 1 時間半で到着できるなど、社会・経済サービスのアクセス向上というベネフィットは極めて大きい事業である。

なお、同地域はアウンサンスーチー国家顧問の選挙区でもあり、同プロジェクトの道路沿いにはスーチー氏の母親の名前に由来して名付けられた「ドーキンチー財団」が運営する職業訓練所が立地している。

■図表 5: 貧困削減地方開発事業のプロジェクト一覧

(MMK: ミャンマーチャット)

		Road & Bridge	Power Supply	Water Supply
Mountain Area	Kachin State	-	[1] 0.6 Bil. MMK	[1] 6 Bil. MMK
	Chin State	[3] 7.7 Bil. MMK	-	-
	Shan State	[1] 8.5 Bil. MMK	[2] 6.3 Bil. MMK	[8] 4.4 Bil. MMK
	Kayah State	[1] 2.9 Bil MMK	[1] 0.3 Bil. MMK	-
Central Dry Zone	Sagaing Region	[2] 3.9 Bil MMK	[2] 2.0 Bil. MMK	[2] 1.2 Bil. MMK
	Mandalay Region	[1] 1.2 Bil. MMK	[3] 5.4 Bil. MMK	-
	Magway Region	[1] 1.9 Bil MMK	[1] 0.9 Bil. MMK	[1] 0.7 Bil. MMK
Delta Region	Bago Region	[2] 8.3 Bil MMK	[6] 1.6 Bil. MMK	[2] 3.54 Bil. MMK
	Ayeyarwady Region	[1] 11.4 Bil. MMK	[1] 1.2 Bil. MMK	[1] 2.1 Bil. MMK
	Yangon Region	[2] 13.4 Bil MMK	-	-
	Rakhine State	[1] 6 Bil. MMK	[1] 2.2 Bil MMK	[1] 1.7 Bil. MMK
South-east	Kayin State	-	[5] 7.7 Bil. MMK	[1] 1 Bil. MMK
	Mon State	[1] 9.2 Bil. MMK	[1] 0.2 Bil. MMK	[1] 1.1 Bil. MMK
	Tanintharyi Region	-	[3] 2.4 Bil MMK	[5] 2.1 Bil. MMK

※1¥=12.3MMK (2016年10月)

出所: JICA

■写真 5: 集落を通る整備された道路



撮影: みずほ証券

■写真 6: 日本の ODA により整備されたことを示す石碑



撮影: みずほ証券

写真 5 はコムイーストの集落を通る整備道路の風景である。コムイーストは、地盤の柔らかい水田地帯であり、盛り土をして舗装を行う。雨季には道が水没してしまうほどの状況であったが、天候に関わらず地域住民の経済社会活動を支える社会インフラとして機能している。また、写真 6 は、同道路脇に建てられた JICA の支援事業であることを刻んだ石碑である。以下の表現が刻まれている。

貧困削減地方開発事業フェーズ 1
日本とミャンマー連邦共和国の友情と協力の証として、日本からの ODA 借款によって整備された

現地では、建設省の担当官から直接説明を受ける機会を得たが、「初めての経験もあり、JICA の支援に感謝している」との声が幾度と聞かれた。この「初めての経験」とは、環境配慮の思想や土地収用等における地域住民との権利関係の調整が含まれるようだ。軍事政権時代は、個人の権利は関係なく、事前の説明もなく突然工事が開始されることが一般的であったが、開発協力大綱の「実施上の原則」で謳われている「法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払う」あるいは「環境に十分配慮した開発協力を行う」に則った JICA の支援を通じて、持続可能な開発を目指す姿勢が浸透しているようだ。現地建設スタ

ップが“Road Map to Sustainable Development”という文字の入ったポロシャツを着ていることも、それを深く印象付けた。

なお、今回、ヤンゴン川を渡ったヤンゴン市フェリー整備も、2014年11月に無償資金協力によりフェリー3隻が供与された JICA の支援対象である。それまでは建造から40年の老朽船が交通の足となるなど安全性が課題であった。日本からのフェリー供与により、5~6分の所要時間で毎日3万人が利用している。「早くて静か」、「安全設備がしっかりしていて安心」との利用者の声が聞かれる。

■写真 7: 無償資金協力で支援したヤンゴン市フェリー整備



撮影：みずほ証券

■写真 8: フェリーの船内に記された日の丸



撮影：みずほ証券

(3) 観光開発プロジェクト(バガン)

産業基盤が極めて脆弱なミャンマーにおいて、観光は重要な産業と位置付けられる。同国への観光入込客数は、2003年には59.7万人だったものが、2015年には468万人に急増（国別では、隣国のタイ、中国、そして日本の順番）。

JICA の同国に対する観光セクター支援の基本方針は「観光産業に従事する人材の育成や観光制度整備および観光地のインフラ整備を進め、ひいては観光振興を促進し、ミャンマー経済発展および本セクターでの雇用促進を図る」というものである。

具体的な事例として今次視察を行ったのは、バガンにおける「地域観光開発のためのパイロットモデル構築プロジェクト」の技術協力案件である。

■写真 9: 世界遺産登録を目指す遺跡群(一部)



撮影：みずほ証券

■写真 10: 観光案内所の風景



撮影：みずほ証券

バガンはアンコールワット（カンボジア）、ボロブドゥール（インドネシア）と並ぶ世界 3 大仏像遺跡に数えられ、11 世紀からの古代遺跡や古代都市群、伝統文化といった貴重な観光資源である。文化省はユネスコに世界遺産登録に向けて準備を進めているものの、空港や道路といった交通インフラだけでなく、人的資源といった受入体制は十分とはいえない。ミャンマー政府は全体の大きなプロジェクトは有しておらず、本案件はバガンの地域の観光マスタープランを策定することが目的である。ただし、計画だけでなく、それらを実証するためのパイロットプロジェクトを複数実施している。プロジェクト期間は 2014 年 11 月から 2017 年 11 月までの 3 年間。日系 3 社のコンサルタントチームで組織され、ミャンマー側の主たる受入実施機関はホテル観光省（Ministry of Hotels & Tourism）である。

ほとんどのエリアが遺産保全区域で規制がかかっており、新しい建物は建設できない。公共の施設は可能ではあるものの、最終合意には至りにくいのが現状である。

観光案内が機能していないこともあり、現在は空港以外に、観光客が集まるエリアに仮のテントの案内書を設置している。本来は、観光スポットである寺院に設置する計画であるが、関係する省庁・知事からは許可が下りているものの、文化省から 1 年ほどにわたって許可が下りないこともあり、まずは仮の施設で運営を実習する目的でスタートしている。

■図表 6: 観光開発プロジェクトの概要

成果	1: 観光管理・体制の強化にかかる実施計画の策定	2: 観光インフラ整備にかかる実施計画の策定	3: 観光人材育成体制の実施計画の策定
パイロットプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティベースドツーリズム開発 ・観光情報の発信 ・プロモーションマテリアルの作成 ・観光イベントの開催 ・メディアプランニング ・交通管理システムの改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内所の整備 ・眺望ポイントの整備 ・観光ルートの整備 ・公共サインシステムの改善 ・野外広告ガイドラインの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・バガン観光ビジネス人材研修 ・パブリックアウェアネスキャンペーン
戦略プログラム (暫定マスタープラン案)	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡観光以外の観光商品の開発 ・特産品強化(漆器等) ・観光プロモーション強化 ・地域観光振興体制強化 ・観光客向け交通サービス整備 ・公共交通規制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡保全/景観保全 ・遺跡アクセスルートの整備 ・遺跡観光案内版/標識整備 ・観光施設建設の規制強化 ・土地利用の規制強化 ・観光基本インフラ整備(空港、港湾施設改善、幹線道路、環境インフラ、上水道整備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光研修機会の拡大/観光人材育成体制の強化 ・観光事業者のビジネスマナー/ホスピタリティ向上 ・住民の観光振興/遺跡保全意識向上 ・遺跡周辺地域の環境美化

出所: JICA

■写真 11: クッキングツアーの案内



撮影: みずほ証券

■写真 12: 漆器・竹細工の制作・販売風景



撮影: みずほ証券

また、もう 1 つの視察対象は観光商品開発のパイロットプロジェクトである。滞在期間を延ばすための工夫として、コミュニティと協力するプロジェクトが実施されている。例えば、漆器の産地でもある西ポワソー村でのクッキングツアーは、伝統的な食事を楽しむだけでなく、市場での買い出しから地元住民と一

緒に調理する体験型のツアーである。現在 15 米ドルで欧米の個人旅行客の参加が目立つ。また、調理の間には伝統工芸である漆器等を紹介する。

ミャンマーは全国的に漆器が有名であるが、仲介業者を介さず生産者に直接現金が落ちる仕組みをプロジェクトとして実施している。

このバガンは、これまで幾度か地震の被害を受けている。今年 8 月 24 日にはバガンから 35 マイルの地点を震源とした震度 6.8 の地震が発生した。同地周辺は 1975 年にも地震を経験しているが、今回は仏教遺跡群のうち 397 塔に被害が生じたとの調査結果がある（煉瓦が剥がれたり、亀裂が入った程度のものも含む）前掲写真 9 でも、仏塔が傾斜していることがわかる。観光スポットのうち 35 塔が閉鎖されたが、順次再開される予定である。すでにユネスコや日本を含めた海外の専門家、ボランティアが現地入りして復元作業が進められているが、“人類の遺産”への国際社会の懸念の大きさが、同地域の観光資源としての価値の大きさを物語っている。

4. おわりに

～“leaving no one left behind”を実現するためのソーシャルボンド

2015 年 9 月、ニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」で、193 の加盟国によって採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、“leaving no one left behind”（誰も置き去りにしない）ことを指針に掲げ、2030 年までに達成すべき包括的な 17 項目からなる新たな「持続可能な開発目標（SDGs）」を示した。国際協力の観点から SDGs の実施を重視する日本政府は、「SDGs 推進本部」を内閣に設置。第 1 回会合において安倍総理大臣の指示の下、今後、SDGs の実施のために日本政府としての実施指針（SDGs 実施指針）を策定していくことが決定された。

現在、政府内で同指針の策定に向けた作業が進んでいるが、11 月 1 日を期限としたパブリックコメント（意見募集）の項目に、「社会貢献債の発行（JICA）」が挙げられている。

国連にて SDGs の内容の検討が進められるなか、JICA は早い段階から新たな目標について重視すべき理念（Principle）や検討すべき主要要素（Key Elements）、そして具体的な目標・ターゲット案について記したポジション・ペーパーを作成。日本政府と連携しつつ国際的な主要パートナーに対して積極的に発信、SDGs 設定のための議論に貢献してきた経緯がある。

JICA は、これまでの日本の知見・経験、60 年に及ぶ開発協力の経験を踏まえ、SDGs 達成に向けて以下の 3 本の柱に取り組む方針を示している。

1. JICA は、国際社会の平和、安定、繁栄を目指し、人間の安全保障と質の高い成長を実現する。SDGs は、この理念を加速、推進するものであり、JICA はリーダーシップを発揮しゴールの達成に積極的に取り組む
2. JICA は、我が国自身と開発協力の経験を活かし、SDGs の 10 のゴールについて中心的役割を果たす。（10 のゴール：飢餓・栄養、健康、教育、水・衛生、エネルギー、経済成長・雇用、インフラ・産業、都市、気候変動、森林・生物多様性）
3. JICA は、SDGs 達成を加速するため、国内の知見の活用、国内外のパートナーとの連携、イノベーションを図り、SDGs の達成に向けてインパクトを確保する

以下は、SDGs で掲げられる 17 項目の目標であるが、すべてのものが不足しているミャンマーの視察後に読み返してみると、それぞれの項目がサステナブルな社会・経済成長に死活的に重要であることを改めて実感する。日本政府がその実施手段として、JICA の社会貢献債の発行を位置付けることの意味合いは、金融市場に社会に対する責任ある投資判断を一層期待するものといえよう。

- | | |
|-------------------------|--|
| 目標 1 (貧困) | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |
| 目標 2 (飢餓) | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
| 目標 3 (保健) | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
| 目標 4 (教育) | すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する |
| 目標 5 (ジェンダー) | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う |
| 目標 6 (水・衛生) | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
| 目標 7 (エネルギー) | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する |
| 目標 8 (経済成長と雇用) | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する |
| 目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション) | 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
| 目標 10 (不平等) | 各国内及び各国間の不平等を是正する |
| 目標 11 (持続可能な都市) | 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
| 目標 12 (持続可能な生産と消費) | 持続可能な生産消費形態を確保する |
| 目標 13 (気候変動) | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
| 目標 14 (海洋資源) | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
| 目標 15 (陸上資源) | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |
| 目標 16 (平和) | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| 目標 17 (実施手段) | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |

本資料は情報提供を目的としたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。ここに記載されているデータ、意見などはみずほ証券が信頼に足り、かつ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、みずほ証券はその正確性、確実性を保証するものではありません。また、ここに記載された内容は、事前連絡なしに変更されることがあります。なお、本資料の著作権はみずほ証券に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

金融商品取引法に係る重要事項

当社取り扱いの商品等(外貨建商品等も含む)にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料(国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.134%(税込み)、最低 2,700 円(税込み)の委託手数料をご負担いただきます(ただし、売却時に限り、約定代金が 2,700 円未満の場合には、約定代金に 97.2%(税込み)を乗じた金額)。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸費用、等)をご負担いただきます。債券を当社との相対取引によりご購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

各商品等には価格の変動や発行者の信用状況の悪化等による損失を生じるおそれがあります。なお、債券の利金・償還金の支払いについて、発行者の信用状況等によっては、支払いの遅滞・不履行が生じるおそれがあります。

外貨建商品等の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。また、売却代金等を円貨でお受け取りになる場合は、為替相場の状況によっては為替差損が生じ、損失を被るおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

ご負担いただく手数料等

金融商品取引の実施に際しては、その内容に応じた手数料および諸費用をご負担いただきます。なお、有価証券の引受等に関し、手数料等をいただくことにかえて、販売価格と払込金額との差額を当社の手取金とさせていただきます場合もあります。

手数料等に関する税率は 8%で表示されています。消費税率が変更された場合、変更後の税率が適用されます。

商号等 みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会